

特定小型原動機付自転車新設

(令和5年7月1日改正道路交通法施行)

高校生の皆さん
その電動キックボード
乗る前に要確認!

16歳以上

自賠責保険加入

ナンバー取り付け

保安基準に適合

交通ルールの熟知



ルールを知って守って事故防止

埼玉県警察

特定小型原動機付自転車とは？

(令和5年7月1日施行)

最高速度 20km/h以下

定格出力 0.6kW以下

車体寸法 長さ1.9m以下
幅0.6m以下



警察庁
ウェブサイト
特設ページ

最高速度表示灯の設置

車道通行時→**緑色点灯**

歩道通行時→**緑色点滅**

※歩道通行は**特例**特定小型原動機付自転車のみ可

交通ルールや**特例**特定小型原動機付自転車等の詳細は上記警察庁ウェブサイトを参照して下さい

など



これらの基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、引き続き、その車両区分(一般原動機付自転車又は自動車)に応じたルールが適用されます。

基準を満たさない車両の運転には「運転免許が必要」です！！

免許はいるの？

- ・ 免許は**不要**ですが、**16歳未満は運転が禁止**されています。

どこを走ればいいのか？

- ・ **車道が原則**で、**左側端寄り**を通行しなければいけません。
 - ・ 自転車道も通行ができます。
- (一部の歩道は**特例**特定小型原動機付自転車のみ可)

利用するには何が必要？

- ・ **自動車損害賠償責任保険への加入**
- ・ **標識(ナンバープレート)の取り付け**
- ・ **保安基準の適合、ヘルメットの着用努力義務等**

自賠償保険は相手の怪我に対しての補償なので、**任意保険**にも加入しておいたほうが安心ですよ！



埼玉県警察